もったいない! 未来のために
母の視点で よりも で見直し
次世代に借金、リスクを残さない

県議会議員 西村久子 県政報告

第40号
発行 西村久子
彦根市甲崎町
TEL・FAX 43-4700
Eメール hisako@country-farm.net

今日 よりも 明日

寒中　お見舞い申し上げます。お正月三が日は比較的穏やかに過ぎました。御用始からどっさりの雪、やはり厳寒です。

新聞には、早くも「嘉田氏、未来代表辞任へ…滋賀県知事と兼務、批判受け…」の文字が躍っています。…でも、これで滋賀県知事に専念していただける…と安堵する県民はどれほどおられるでしょうか。政治団体「未来の党」の代表を辞任し、顧問に退いたところで、政権に批判的な少数野党の関係する知事の発言は、滋賀県にとってどう影響するでしょう。常識的に首長となる人は、所属をなくしてそれぞれの県益のために発言してこられました。知事の立場から純粋な気持ちで国政に物申す…ではどうしてだめなのでしょう。

数々の批判を受けながらも変わらない知事の態度に、失望の想いしかありません。来たるべき参議院選挙に、はっきりと手を挙げられる方が、よほど潔し、また応援の声も上がることと思います。42万票の大量得票に全国に輝いていた嘉田知事、しかし、今となってはこの下に住む滋賀県民が何となく、どことなく肩身の狭い思いを感じているのは事実です。ゆるぎない信念の持ち主、もう一段格上げした嘉田知事の決断を望みます。

平成24年11月定例会代表質問より(抜粋)

…前号に続く

…児童虐待に対応する専門的相談体制について…

本年4月から児童虐待の防止等を図るため、児童福祉法と民法が改正され、施行されました。

改正の中では新しく設けられた「親権停止」の制度の請求権者は児童相談所長とされ、また、里親委託や一時保護中の児童に親権者がいない場合には、児童相談所長が親権を代行することとされるなど、児童相談所の専門的役割はますます大きいものとなってきております。

児童虐待は生涯にわたって子どもの心と体に影響を与えるものであり、場合によっては命にかかわる重大な問題であります。
若年人口が多く、子育て世代の流入も多い本県では、今後も虐待相談件数の増加や相談内容の複雑化が一層進行するのではないか、また、相談に十分対応していけるのか危惧するところであります。

現在、草津と彦根にそれぞれ子供家庭相談センターが児童相談所として設置されているが、一児童相談所当たりの管轄人口は約70万5千人と、都道府県平均の49万3千人と比較すると大幅に上回る規模であります。

又、県の子供家庭相談センターにおける虐待の相談件数は過去６年で1.4倍と増加の傾向はとどまらず特に中央子ども相談センターについては、相談に乗る専門職員の配置が全国に比し、極めて手薄となっております。

こうした状況や今後の転入人口の動向を考えると、今、ここで県としての児童専門相談の量的・質的対応を検討すべきであると考えるものですが、知事の来年度にむけての所見を求めます。

答　児童虐待をはじめとする児童家庭相談については、まず市町が対応し、県は、市町の後方支援や専門的な相談に応じることとしております。平成24年８月に成立した子ども・子育て関連３法においても、子育て支援については市町が中心的に担うことになりましたが、社会的養護など専門的施策については、県が引き続き行うことになっております。

私自身常々申し上げておりますけれども、子どもは生まれる親、家族、そして地域、自治体を選べません。その子どもたちが最も信頼、愛されるべき家族の中でネグレクト、虐待が起こることはあってはならないと思っております。その背景には、実は、家族の困難、例えば加害者の7割が実母であるというようなことをしっかりと構造的に押さえながら県としては児童虐待に対応してまいりました。

ご指摘のとおり、県内の児童虐待相談件数は年々増加し続けております。これに応じて、県としても児童福祉司などの専門職員の増員や、一時保護施設を増築するなど体制強化に努めております。また、市町における児童虐待対応を支援するために、アドバイザーを派遣したり、各種研修を開催するなど専門職員の人材育成にも努めております。

しかしながら、ご質問にもありましたように、大津市においての保護責任者遺棄致死により母親が逮捕されたネグレクトの事例、湖南市での乳幼児揺さぶられ症候群による死亡事例など、たいへん悲しい虐待事例が後を絶ちません。虐待相談の対応は、また一層複雑化、困難化、深刻化しております。

家族のあり方、女性の精神の持ち方、そして社会の意識、子育てへの支援、すべてが関わりこの虐待の問題に一路集約化されているのではないのかと懸念をしております。

そのような中で、子ども家庭相談センターへの虐待の通告件数も、たいへん増えております。平成23年度は504件と、平成18年度の300件の1.6倍となっております。今年度、24年度はさらに増加し、９月末までで既に370件と、昨年度を大幅に上回っております。

こうした状況において、県の役割、また、市町からの要望も踏まえ、市町の後方支援や専門的な相談体制の強化のあり方について、児童相談所の増設も含めて早急に検討していきたいと考えております。

裏面に続く

…新エネルギーについて…

昨今、太陽光発電に代表される再生可能エネルギーに注目が集まっていますが、そのどれもが原子力や火力を代替できるものではなく、それに代わるエネルギー源に成長する可能性はきわめて低い現実があります。

関西最大のメガソーラー、堺港発電所の最大出力は１万kw、年間約1060万kw時の電力を供給できます。

大飯原発の出力は一基118万kwで、発電所(堺港発電所)の21ヘクタール、甲子園球場５倍分の敷地を占有して一年をかけて生み出す電力量を約９時間で賄えることになります。

大飯には４基併設されていますので、発電所全体では約２時間で関西最大のメガソーラーが一年かけて生み出す電力量をつくります。

加えて、大飯原発で造る電力を全てメガソーラーで代替するのには、草津市と守山市全土に敷設する必要があり、同じエネルギー源として担うことは無理があります。

脱原発の「お手本」ドイツでは、過去10年で電気料金が２倍近くに跳ね上がり、ついに10月に再生可能エネルギーの買い取り制度の廃止を決め、しかも17基の原発の半数近くは今もなお稼働していて、ドイツの原発ゼロ政策はすでに破綻しています。

国内では、７月に始まった固定買い取り制度により、売電ビジネスは活況を呈していますが、肝心の太陽光パネルは中国や台湾製の格安品ばかりで、国内メーカーは撤退・縮小に追い込まれており、景気浮揚は期待薄であり、しかも電力会社が売電業者から高値で買い取ったツケは国民に回されます。

このような現実があるにも関わらず、脱原発を掲げあたかも太陽光などの自然エネルギーで代替できるかのごとく、知事は言われていますが、検討委員会で議論されている2030年の再生可能エネルギー導入目標案は現実的な根拠のない数値であり、しかも目標値を上方修正し期待感を抱かせる無責任の何物でもありません。

導入量は、太陽光発電106.5万kwをメインにして風力や小水力などで110万kw、そして燃料電池と天然ガスコージェネの40万kwをあわせて約150万kwを掲げています。

しかも５年後の2017年の導入目標も新たに約43万kwを示されました。

太陽光の導入においては、メガソーラーは広大な土地が必要で、びわ湖を抱え農地の多い県内では無理があります。風力発電は草津夢風車が物語るように周りの山岳部しか期待できず、送電線の問題などあり、限りなくゼロに近く、小水力はダムを造らず又農業用水路での発電は可能性は乏しく、バイオマスに至っては、内陸部の県のため燃料確保などコスト的に期待薄であります。

原発を止めて再生可能エネルギーで代替するという理念は分かるが、それであればどの様な発電でどれくらいの電力量を確保し、時間軸を明確にすべきであります。

発電所をつくるには、土地の取得や建設に長時間かかり、またコストの問題もあります。

電力を誰が造るのか記載もなく、電力会社以外の民間でどの様にして造り、県は自らどれくらい造るのか、また、５年後の導入量約43万kwは、時間のない中、どの様に確保されるのかお伺いします。

答　原子力や再生可能エネルギーを含めたエネルギーミックス、エネルギーの安定供給等については、国において議論し、方向性を定めるべきものであります。私自身もこうした課題に対しては、しっかりとメッセージを出していきたいと考えております。

その中で、「再生可能エネルギー振興戦略プラン」の策定に向けては、現在、「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略検討委員会」で検討いただいております。このプランは県として取り組み可能な再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興に向けて策定するものであります。

導入目標については、検討委員会において、本県の導入ポテンシャルに基づき、再生可能エネルギーの普及・拡大に向けて一定の前提条件の下で試算をした2030年時点の長期的な目標と、５年後の短期的な目標について、現在、議論いただいております。

ご質問の、電力を誰が造るかについてですが、現時点において、県自らが大型の発電所を建設する計画はございません。

５年後の導入量約43万kwについては、現在、検討委員会で議論いただいておりますが、約99％と大半を占めるのが太陽光発電であります。

県内においては、全国的にも既に高い普及率である住宅用の太陽光発電に加え、メガソーラーについても８カ所の計画が現在具体化されております。基本的には、本年７月から開始された「固定価格買取制度」を活用し、民間主導により導入が大幅に促進されるものと期待をしております。

この「固定価格買取制度」の開始によりまして、現在、事業者の関心もたいへん高まっております。10月に金融機関と共催で開催をした太陽光発電セミナーには、130社もの企業がご参加いただきました。また、国の政策においても、今後、再生可能エネルギーの最大限の導入のための措置が講じられるものと期待しております。

こうした状況を踏まえ、今後、県としても、検討委員会での検討結果も踏まえつつ、住宅用太陽光発電の普及促進に引き続き取り組んでいくとともに、未利用地のほか本県に集積する工場の屋根などを活用したメガソーラーの立地促進など、事業所レベルでの導入加速化に向けて、普及啓発やマッチング支援などにより積極的な取組を展開してまいりたいと考えております。

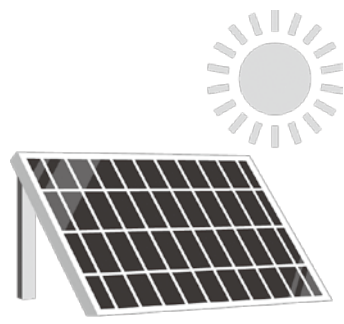

西村久子事務所
彦根市甲崎町19-1（稲枝北駐在所より西へ約100m 南側道路沿い）
定例政調会　第1金曜日　午後7時～10時
ご意見をお聞かせください。 Tel 0749-43-2020　Fax 0749-43-4700

西村久子ホームページ（ブログ）
西村久子 活動日記
http://nishimura-hisako.net/